○輪島市創生総合戦略推進審議会条例

|  |
| --- |
| (平成27年3月17日条例第3号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(設置)

第1条　まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき、輪島市創生総合戦略(次条第1号及び第2号において「総合戦略」という。)を定め、その推進を図るため、輪島市創生総合戦略推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を市長に答申する。

(1)　総合戦略の策定及び推進に関すること。

(2)　総合戦略の推進における効果及び検証に関すること。

(組織)

第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。

2　審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、市長が必要な期間を定めて委嘱する。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　審議会に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにないときは、市長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条　会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条　審議会の庶務は、交流政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。